

岩手県医療局管理規程第12号

医療局の保育所の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年9月29日

岩手県医療局長 熊谷泰樹

医療局の保育所の利用に関する規程の一部を改正する規程

医療局の保育所の利用に関する規程（平成20年岩手県医療局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
<p>(保育料)</p> <p>第4条 保育所<u>の利用については</u>、別表に<u>掲げる額の</u>保育料を徴収する。</p> <p>(延長保育等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(退所の手続)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(補則)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">保育の区分</th> <th style="width: 20%;">利用時間</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">保 育 料 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>病後児保育</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保育の区分	利用時間	単 位	保 育 料 の 額	[略]				病後児保育	[略]			<p>(保育の区分及び保育料)</p> <p>第4条 保育所において行う保育の区分は、<u>第6条、第8条及び第9条に規定する保育の区分とし、それぞれ別表に定める</u>保育料を徴収する。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、病児保育は、岩手県立中央病院院内保育所に限り、行うものとする。</u></p> <p>(延長保育等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(病児保育)</p> <p>第9条 乳幼児又は児童を養育する職員で、<u>病児保育（局長が別に定める乳幼児又は児童に対し、7時30分から17時30分までの間に行う保育で1回を単位とするものをいう。）を希望するものは、あらかじめ、その旨を所長に届け出なければならぬ。</u></p> <p>(退所の手続)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(補則)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">保育の区分</th> <th style="width: 20%;">利用時間</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">保 育 料 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>病後児保育</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>病児保育</td> <td style="text-align: center;"><u>7時30分から17時30分まで</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1回につき</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,200</u></td> </tr> </tbody> </table>	保育の区分	利用時間	単 位	保 育 料 の 額	[略]				病後児保育	[略]			病児保育	<u>7時30分から17時30分まで</u>	<u>1回につき</u>	<u>2,200</u>
保育の区分	利用時間	単 位	保 育 料 の 額																										
[略]																													
病後児保育	[略]																												
保育の区分	利用時間	単 位	保 育 料 の 額																										
[略]																													
病後児保育	[略]																												
病児保育	<u>7時30分から17時30分まで</u>	<u>1回につき</u>	<u>2,200</u>																										
備考 改正部分は、下線の部分である。																													

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。